

大竹市手話言語条例をここに公布する。

令和7年9月30日

大竹市長 入山 欣郎

大竹市条例第23号

大竹市手話言語条例

言語は、人間が用いる意思伝達的手段であり、物事を考え、互いの気持ちを理解し、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なもので、人間の社会的活動や文化的活動を支えている。

そして手話は、ろう者が用いる言語である。音声言語（文字を含む。）である日本語とは異なり、手の形、位置、動きに加えて表情や強弱などを使って概念や意思を視覚的に表現する独自の文法体系を持つ視覚言語であり、ろう者にとって生まれたときから自然に身に付く大切な母語である。

かつて手話は言語として認められず、ろう教育において口話法が推進されるなど、手話を使用することに多くの制約があり、長年にわたり手話は言語として社会的に認知されていなかった。このように、ろう者が自由に手話を使用できる環境が整えられておらず、十分な情報を得られないため、ろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

また、市民等もろう者について理解する機会が少なく、筆談などにより文章を書くことで、十分なコミュニケーションが行えると思っているなど、互いを十分に分かり合える環境になかった。

このような状況の中で、平成18年に国際連合総会で採択され、平成26年に我が国で効力が生じた「障害者の権利に関する条約」や平成23年に改正された「障害者基本法」では、言語について、手話も含むとされた。

また、本年6月には、「手話に関する施策の推進に関する法律」が公布され、手話がろう者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項について定められたところである。

これにより、手話に関する基本的な環境は整ったものの、いまだに言語としての手話への理解が十分であるとはいえない状況にある。そのため、市民等及び事業者が、手話が言語であることを認識し、手話及びろう者に対する理解を深めることが必要である。

私たち大竹市民は、手話が言語であることを認識し、手話を普及し、ろう者への理解を広げ、また、ろう者を含む誰もが安心して暮らし、社会に参加し、互いに支え合うことができる、住む人に優しいまちづくりによる共生社会の実

現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備を推進するために必要となる施策（以下「市の手話に関する施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市の責務、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本理念に基づく市の手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって意思疎通を行う権利が尊重され、安心して誰もが社会に参加し、互いに支え合うことができ、住む人に優しいまちづくりによる共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 母語である手話を用いて日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (2) ろう児 ろう者のうち、18歳未満の者をいう。
- (3) 手話関係者 手話通訳を行う者その他の手話に関する活動を行う個人又は団体をいう。
- (4) 市民等 市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (5) 事業者 市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 市の手話に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 手話が、言語であるとの認識に基づき、ろう者が市民等と手話により相互に意思を伝える権利を有し、その権利が尊重されること。
- (2) ろう者が、自立した日常生活を営み、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市の手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、手話及びろう者への理解を深め、市の手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、ろう者及び手話関係者は、市との協働により市の手話に関する施策を推進するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、手話及びろう者への理解を深め、手話及びろう者に関する市の手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者が市民等と手話により相互に意思を伝える権利を有し、その権利が尊重され、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、雇用主としての合理的な配慮により、ろう者が働きやすい環境を整えるものとする。

(市の手話に関する施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話への理解及び手話の普及を促進するための施策

(2) 手話を使いやすい環境づくりに関する施策

(3) ろう児の養育のために必要な手話に関する情報提供及び手話の獲得のために必要な支援に関する施策

(4) 手話通訳者の養成など手話による意思疎通の支援に関する施策

(5) 手話を学ぶ機会の提供に関する施策

(6) 災害その他の緊急事態における手話による情報提供及び意思疎通の支援に関する施策

(7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たり、その進捗の状況把握に努め、必要に応じて施策の見直しを行うものとする。

(意見の聴取)

第8条 市は、前条第1項各号に掲げる施策の実施に関し、ろう者及び手話関係者の意見を当該施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。